

平成二十三年第四回

荒川区教育委員会定例会

平成二十三年二月二十五日
於）荒川区立生涯学習センター第三会議室

荒川区教育委員会

平成二十三年荒川区教育委員会第四回定例会

一 日 時 平成二十三年二月二十五日 午後三時

二 場 所 荒川区立生涯学習センター第三会議室

三 出席委員 委員長 高田昭仁

委員 青山侑

委員 高野照夫

委員 川寄祐弘

四 欠席委員 委員長職務代理者 小林敦子

出席職員 教育部長 新井基司

教育部長 入野隆二

教育施設課長 樋口隆之

学務課長 三枝直樹

社会教育課長 佐藤泰祥

社会体育課長 泉谷清文

指導室長 鈴木明雄

六

案 件

(一) 審議事項

議案第十二号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条に基づく内

申について

議案第十三号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(二) 報告事項

ア 平成二十二年度荒川区教育委員会褒賞について

イ 生涯学習四施設の指定管理者の選定について(報告)

ウ 荒川総合スポーツセンター キッズルームの概略について

エ 区議会第一回定例会について

(三) その他

ア 損害賠償事件に関する和解について

南千住図書館長

書記

書記

書記

東山忠史

大谷実

浅沼佳子

湯田道徳

委員長

それでは、定刻となりました。

ただいまから、荒川区教育委員会第四回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。三名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高野委員にお願いいたします。

教育長は後ほどお見えになるということでございます。

初めに、会議録の承認を行います。

お手元に平成二十二年十月二十二日の会議録及び十一月十二日の会議録を配付しております。

本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等をしていただきました。本

日、特に委員から意見がなければ承認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

青山委員

私の「：：」となっているところを補充しましたので、よろしく願います。

委員長

直して承認でよろしいですね。

青山委員

はい。

委員長

それでは、承認いたします。

本日の議事日程に従い、議事を進めます。あらかじめ送付した開催通知では、審議事項二件、

報告事項三件としてご案内しておりますが、本日はお手元の次第のとおり、報告事項を一件追

加させていただきました。ご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、先に報告事項から議事を始めます。

まず、「平成二十二年 度荒川区教育委員会褒賞について」です。

教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

ご説明をいたします。

平成二十二年 度荒川区教育委員会褒賞でございます。教育・文化・スポーツに関する行事や大会等におきまして優秀な成績をおさめました区内小・中学校の児童・生徒等、また区内団体等を褒賞するものでございますけれども、教育委員会事務局各課、並びに、各学校長からの推薦のあった方々につきまして、先日、教育長を委員長とします審査会におきまして審査をさせていただきましたところでございます。

結果といたしまして、本日お手元の資料の中段、「受賞者」というところに集計結果を記載させていただきます。ただいまお読みしておりますけれども、小中高から成人スポーツ部門まで、個人につきましては百六十五人、団体につきましては四十団体、合わせて二百五件を今回褒賞の対象とさせていただきます。またところでございます。昨年が百八十五件でございましたので、昨年度に比べまして二十件の増というところでございます。詳細の受賞者の方々につきましては、裏面以降にお名前、褒賞の内容につきまして記載をさせていただきます。後日ごらんをいただければと思います。

なお、褒賞の贈呈式でございますけれども、ご案内を差し上げておりますように、三月十一日の金曜日、教育委員会が終了後、ムーブ町屋・三階のムーブホールで四時半から五時四十五分の予定で開催させていただきたいと思っております。

当日でございますけれども、教育委員会の委員の皆様にご出席いただき式典を実施したいと思
っているところでございます。例年と違いますのは、昨年度までは百八十五件すべての方、会場
におみえになったすべての方に壇上に上がっていただいて、教育委員の皆様からお一人一人に
賞状等をお渡ししておりました。大変時間が長くなるかということ、それから、お渡しをする方
についてお並びいただく等、大変手間もかかったというような状況もございます。そのため、今
回でございますけれども、昨年のやり方を変更させていただきまして、会場にお見えになった方、
お席で、すべてお名前を紹介した上で立っていただいて、最終的には、各部門、具体的には文
化部門とスポーツ部門それぞれにつきまして小学校、中学校、高校、成人といった区分に分けま
した個人と団体それぞれの代表の方に壇上に登っていただいて、代表の方に教育委員の皆様から
個別に賞状並びに副賞をお渡ししたくという方法にしたいと思っております。ところでございま
す。昨年と同様の方式をとりますと、昨年でも六時までかかったというような状況がございま
す。今回はさらに対象者が増えており、時間が長くなることも予想されますので、今回につきま
しては代表という形で壇上に十五人ほど登っていただいて、その他の方についてはお席でのご紹介並
びに別途事務局から賞状をお渡しするというような方法で対応したいと思っております。ご
ます。当日、委員の皆様は大変お忙しいところを恐縮でございますが、どうぞよろしく願
いいたします。

私の説明は以上でございます。

委員長

これは、三時から委員会でしたよね。

教育総務課長

はい。

委員長

四時半までに移動すると。

教育総務課長

はい。こちらの会場、ムーブホールに移動という形になります。

委員長

わかりました。

それでは、ただいまの説明について質問はありませんか。よろしいですか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

それでは、続いて、「生涯学習四施設の指定管理者の選定について」、説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長

それでは、「生涯学習四施設の指定管理者の選定について」、ご説明いたします。

骨子でございます。平成二十三年度末をもって指定期間の満了を迎える生涯学習四施設について、選定委員会を設けまして指定管理者の選定を行うこととしたものでございます。

対象施設及び現在の指定管理者でございます。荒川区立町屋文化センターは、財団法人荒川区地域振興公社。荒川区区立生涯学習センターは、株式会社讀賣・日本テレビ文化センター。荒川区立清里高原少年自然の家及び清里高原ロッジの二つの施設は、株式会社ニッコクトラストが指定管理者でございます。

現在の指定期間は、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日の三年間でございます。三者とも平成十八年度から引き続き指定管理者となつてございます。

次に選定方法でございます。荒川区立町屋文化センターにつきましては、選定委員会におきまして現指定管理者の実績評価を行いました。良好であれば引き続き特命として選定することとします。理由といたしまして、町屋文化センターは、生涯学習の推進と地域文化の振興を目的に設置された施設であること、そのため、区の芸術文化振興の実施主体であるACCが、設立以来、町屋文化センターを文化芸術振興の拠点として活動しており、今後もACCと荒川区文化団体連盟等が連携し、継続的で安定的な事業展開を図ることが必要であるということ、実績評価を行いました。良好であれば、特命で選定するものであります。

次に、(二)荒川区立生涯学習センター及び(三)荒川区立清里高原少年自然の家・清里高原ロッジにつきましては、選定委員会におきまして募集要項、選定基準を定め公募し、応募団体の業務遂行能力、企画提案の内容等について、書類審査とヒアリングによる審査、あるいは現地の確認を含めまして選定するものでございます。

次に、二「選定委員」でございますが、委員長を三ツ木副区長、副委員長を教育部長、委員につきましては、総務企画課長と文化交流推進課長、外部委員としまして、財務専門家（中小企業診断士）が一名、学識経験者一名、教育関係者及び地域代表者二名ということで、教育関係者につきましてはPTAの関係の方、地域代表の方につきましては生涯学習センターを使用している区内の団体等の中からどなたか選んでいきたいと考えてございます。合計八名で構成してまいりたいと考えてございます。

恐れ入りますが、裏面をござらんください。三「指定期間」でございますが、平成二十四年四月

一日から平成二十七年三月三十一日の三年間でございます。

今後の予定でございますが、四月以降、選定委員会による選定を行いまして、平成二十三年九月に第三回定例会に指定管理者の指定に関する議案を上程する予定でございます。平成二十四年四月以降、管理運営開始という予定になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

高野委員

今後の予定で、選定作業の期間が来年の四月から八月までですね。四施設を指定するのに期間はいいのですか。

社会教育課長

今現在、この四施設につきましては、来年の三月三十一日までは指定期間になっていきますので。

高野委員

まだ一年余裕があるのですね。

社会教育課長

来年度にかけまして、どうしていくかということ選定していくという形になります。

高野委員

平成二十二年と二十三年をちょっと間違えたようです。わかりました。

青山委員

質問ではないのですけれども、指定管理者については、荒川区でもいろいろあったと思います

けれども、全国の自治体で、指定管理者制度が、本来の民間委託とは違ってある程度民間事業者に主体性を持たせることによって民営のいいところを導入するという目的で始まったわけです。とはいえ、基本的に本来は行政の範疇に属することも指定管理者という民間業者が行うということによって、その後、事故だとか経理処理だとかでいろいろ問題が出てきていると思います。勿論、だから指定管理者制度がいけないということにはならないので、指定管理者のよさを生かしながら、しかし、問題が生じないようにやっていくことが必要で、今は、制度発足当初は許されたことが、その後はそれほど緩くはできないということもあって、全国の自治体でいろいろ問題が生じています。つまり、本来行政がやるべき形で、あるいは権限を持つという部分については、民間のルールとは全く違った、行政の公平とか公正だとかというルールが要求されるわけで、今度はそっちがコスト高になるというふうな問題が、最近は事故とは違って新たな論点として全国でいろいろ言われてきています。これは、これからまた新たに三年間、四施設について指定管理者の選定を行うわけで、結局、責任は行政が問われますから、言葉が難しいのですけれども、うっかり緩い態度をとると、結局行政が後で責任を問われるという実例が既に全国に幾つもありますので、万遺漏なきように運営されることを望みます。

社会教育課長

区の指定管理の制度の中で、外部監査ですとか、そういった形で外部の方に監査していただく、あるいは実績審査という形で実際に実績審査をしまして、そういった結果につきまして今後は区民にも公表していこうという形で透明性を図っていきたいと考えてございます。

青山委員

荒川は間違いがないと思います。よろしくお願いします。

教育部長

そういう意味では、議会と首長がいらっしやる、二元代表制とまでは申し上げませんが、議会がチェック機能とか審査機関であって、執行機関の長の首長がいると。それで、議会はチェックをかけていく。その中で透明性とか公正性を担保していくというシステムの中で、指定管理者の制度というのは、ある意味では業務委託のほうがうまく議会の意向にも沿っていくようなものができたり、「指定管理の状況でありますから」という答弁をただけで、議員さんは極めて機嫌が悪くなるという印象があります。自分のチェックの傘の下から出てしまうということ、完全に出切っているわけではないのですけれども、そういう要素というのは余り想定されていなかったと思うのですね。

青山委員

本来、行政の権限と責任で執行して、それを部分民間委託するのであれば、議会の監督がすべてに及ぶのに、指定管理者の場合は総体的に独立性が強いですからね。だから、そうだと思いますね。

教育部長

そういう意味では、基本的に議会は、与野党含めて余り歓迎をしていない制度です。

青山委員

そうでしょうか。うまくいっているならいいけれども、いろいろ不祥事が出てくると余計そうなります。荒川はそんなことはないと思いますけれども。

教育部長

先生のご指摘のとおり、しっかりやっていきたいと思っています。

委員長

よろしいですか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

それでは、続いて、「荒川総合スポーツセンター キッズルームの概略について」、説明をお願いします。

社会体育課長。

社会体育課長

「荒川総合スポーツセンター キッズルームの概略について」、ご説明させていただきます。

キッズルームにつきましては、前回、条例に施設ということでご加えさせていただくことについてご意見をいただきました。こちらのキッズルームについて内容がだんだん固まってきましたので、概略を説明させていただこうと思います。

現時点では、キッズルーム、従前、食堂・厨房だったところでございますけれども、こちらにつきましては、内装工事、設備工事、電気工事が終わりました。二月七日が工期完了でございますが、その後検査等がありまして引き渡しが行われたところでございます。現在、二月十日に、キッズルームの備品契約をさせていただきまして、中に入る備品も決定したところでございます。「概略」のページ目の左上のところにございます配置図をごらんいただきたいと思っております。こちらの配置図の「①乳児用体育遊具」と書いてある部屋は、従前厨房だったところでございますが、こちらのところに、右上のところのカラーで出ております体育遊具を配置したいと考えております。こちらでゼロ歳から三歳程度の乳児を遊ばせる、体を動かすという部屋にさせていただきます。

きたいと思えます。

おめくりいただきました二ページに、こちらの遊具の図を拡大したものをつけてございます。機能的には、「のぼる」「すべる」「くぐる」「わたる」などの運動機能を発揮できるようなアスレチック遊具になってございます。

また一ページにお戻りいただきました、「③授乳室」が中央右側にございます。この授乳室が今までスポーツセンターにはございませんでしたが、キッズルームにあわせまして、キッズルーム内に授乳室をこのたび設置いたしました。こちらにつきましては、子育て支援部にご協力いただきまして、実際に部屋の中にこのソファードテーブル、マット等を運び込んでございます。ですから、この写真は実物の写真でございます。約二畳半程度の小さな小部屋で簡易なかぎがかかるという部屋になってございます。こちらが授乳室でございます。

そして、一ページの一番下に「幼児用体育遊具」と書いてあります。こちらのところにAからEまで機能を書いてございますが、うんてい、平均台、トランポリン、滑り台、クライミングウォールという体育遊具を配置するという計画になってございます。こちらにつきましては、四歳から六歳程度の幼児を対象としております。無料開放のときには保護者同伴を原則とさせていただきます。

利用開始は三月二十六日土曜日を考えてございます。この三月二十六日土曜日に、落成式を十時三十分から三十分程度で行いたいと思っております。委員の先生方には次回の委員会までにはこちらのご案内の通知をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、こちらの幼児用体育遊具につきましては三ページ以降に詳細な図をつ

けさせていただいております。

まず三ページでございますが、S字平均台ということで、高さ三十五センチの平均台がございます。S字の平均台と、これも高さ三十五センチですが、丸い飛び石を用意してございます。また、平均台の上部のほうに、ボクシングのサンドバックのようなパンチングバックを障害物としてぶら下げてあります。子どもによっては、この障害物の配置によって難易度を上げるといふ工夫をとれるような構造になってございます。

続きまして、下のトランポリンでございますが、幼児が二人程度は入れる程度のトランポリンになってございます。こちらのほうは、実際には周りに飛び出し防止のネットをかける予定になってございます。

続きまして、四ページでございます。四ページの上部は、滑り台としまして、こちらはプラスチックではなくて、エアード膨らませて滑り台の形状をとるといふような形の滑り台になってございます。滑り台のステップもしくはロープによって上部まで上がっていただきまして滑りおけるといふ構造になっております。

四ページ下の部分は、クライミングウォールでございます。ボルトどめしました石を伝いまして、高さ二メートルの壁を登ったり、横に移動するといふような構造になってございます。石は、カラーリングを施しまして、また、ボルトで固定のものは取り外し可能ですので、難易度を調整できるという形になってございます。

続きまして五ページでございますが、こちらはうんていでございます。途中で切れて、二つのうんていの組み合わせになってございます。AとB二つを合わせると約七メートル六十センチ。通常のうんていですと、大体四メートルから五メートルですので、全部を渡ろうと思うとかなり

学校側が協力的でないからなかなか進まないというようなことが行間にあるようなご質問でございまして、教室、ハード的にも厳しいのですという答弁でございます。

裏面をごらんいただきたいと思えます。二ページでございます。公明党・中村議員でございまして。「子育て支援策の充実について」。区立幼稚園の預かり保育の実施でございまして。区は、私立幼稚園関係者と十分な協議を行い、区立幼稚園で預かり保育を実施すべきと考えるが認識を問うというものでございます。

区内においては、これまで私立幼稚園全園が各園の特色として、それぞれの創意工夫と経営努力を進める中で預かり保育を実施しており、保護者が幼稚園を選択する上で重要なポイントの一つとなっている。教育委員会としては、今後も私立幼稚園への影響等を十分に考慮しながら、預かり保育の導入に関する調査検討を進めていくというものでございます。

続きまして、三ページでございます。共産党・小林行男議員でございます。「教育行政について」。少人数数学級へスムーズに移行できるように計画的な施設整備と学校選択制の見直しという趣旨でございまして。少人数数学級への移行に伴い、学校選択制における受け入れ数が縮小され、制度としての実効性が担保できなくなることから見直しを行うべきというものでございます。

答弁といたしましては、まず、少人数数学級及び学校選択制への質問に答える。区としては、新一年生の受け入れに万全を期し、児童や保護者に安心して入学してもらえ体制を整備していく考えである。普通教室に転用を図る教室を確定し、さらに、当該教室への空調整備や黒板設置などの具体的取り組みを既に始めたところである。国における今後の動向は、不確定要素はあるものの、今後、少人数数学級編制の学年が進行した場合、施設面の不足が生じる可能性のある学校があることから、施設面における具体的な対応方を整理していく考えである。なお、学校選択制

度との関係については、これまでと同様、保護者の要望にこたえる形で適切に実施していくというものでございます。

二つ目でございますが、「就学援助の対象基準の一層の緩和」というもので、就学援助の対象基準の一層の緩和を求めるというものです。

次に、就学援助に関するお尋ねに答える。本区では、その認定基準を平成二十年度に生活保護基準の一・二倍と緩和し、制度の充実を図ったところであり、教育委員会としては、現時点でさらなる認定基準の見直しを行う考えは持っていない。なお、昨今の経済状況の悪化中、失業や病気等による家計の急激な変化に対しては、これまで同様、おのこの家庭の困難度の実態に即して柔軟な対応に努めていくというものでございます。

裏面でございます。民主党・清水議員でございます。「少人数学級編制による学校校舎の整備について」。二十三年度から予定されているということで、学校選択制が入っておりませんが、小林委員と同様の趣旨でございます。

まず、少人数学級への質問に答える。教育委員会としては、新一年生の受け入れに万全を期し、児童や保護者に安心して入学してもらえ体制を整備していく考えである。普通教室に転用を図る教室を確定し、さらに、当該教室への空調整備や黒板設置などの具体的な取り組みを既に始めたところである。今後、仮に二年生、三年生と、少人数学級編制の学年が進行した場合、施設面での不足が生じる可能性のある学校があることから、国の方針及びその動向を見据え、施設面における対応につきまして、個別・具体的に検討を進めていく考えであるというものでございます。二つ目が、「学校校庭への照明設置について」でございます。区民のスポーツ需要に対応するため、区立学校の校庭を夜間利用できるように照明の設置を推進していくべきと考えられているもの

です。

学校の校庭に夜間照明を設置することについては、照明による影響に加え、利用者による騒音の問題が生じるため、学校の近隣住民のご理解がぜひとも必要となる。未設置校の近隣の方々への影響などを十分に把握し、照明設備の設置の可能性について調査していく。また、来年度には区民のスポーツに対する意識などを調査し、スポーツの環境の整備について学識経験者などからご意見を伺う懇談会の開催を予定している。この懇談会において夜間照明の整備についてもご意見を伺っていく。学校と近隣とが良好な関係を保った中で、区民のスポーツ活動の推進を図っていきたいと考えているというものでございます。

その次でございます。小坂英二議員でございます。四十分という中で非常にたくさん質問がございました。九本教育に関係がございました。ご説明をさせていただきます。

まず質問でございますが、一番目、日本人としての誇りをはぐくみ、史実を教える教科書の採択・教育を。二番目ですが、出席停止、別室個別指導の積極的活用でまじめな児童・生徒の学ぶ環境確保を。三番目ですが、学校図書館の図書を教育基本法、学習指導要領に合致するものに。四番目、卒業後のランドセル、制服等のリユースを全校児童・生徒に呼びかけてはどうか。五番目として、民間校長の導入、民間教育のプロ、地域力の大幅導入を。六番目ですが、夜間・長期休暇の自習・補習での教室利用促進、多用途の有効活用を。八番目、外国人学校保護者補助金の日本人への支給に関する違法性について教育委員会の認識を問う。九番目、完全米飯給食、学校内外での米粉食の積極導入。「区民の健康・安全・生きがいをしっかりと守る」で、東京臨海防災公園・体験施設の活用をというものでございます。

答弁でございますが、九つございます。

教科書採択については、学識経験者や保護者の代表等で構成される教科用図書選定調査会で調査研究報告書を作成し、採択権を持つ教育委員会は、この報告書等を参考に教科書を適正に採択している。

次に、出席停止等については、平成十三年の学校教育法の改正に伴い、「荒川区立学校の管理運営に関する規則」に定めている。課題のある児童・生徒に対して、粘り強い指導の徹底を図っていくとともに、毅然とした対応をとることが重要であると認識している。

学校図書館の図書の選定に関しては、平成十八年六月に定めた一般基準と部門別基準からなる「荒川区学校図書館図書選定基準」に基づき行っている。各学校においては、子どもたちが自分の課題に応じた図書に出会うことができるよう、この基準に基づき幅広い選書を行っている。今後とも各学校での学校図書館の充実のために、適正な図書選定ができるよう情報提供を行っている。

その次でございます。リユースに関するお尋ねですが、制服について各中学校で既に実施されている。また、ランドセルについては、輸送料等の課題があるので今後検討していく。

民間人校長に関しては、特定の課題解決を行うなどの計画が必要であり、現段階においては、民間人校長の登用は考えていない。

夜間及び長期休業日の自習・補習等についてだが、個別学習指導や補充学習等の実施に当たり、教室や学校図書館を有効利用している。今後も各学校の工夫を促していく。

裏面をごらんください。次に、外国人学校保護者補助金の日本人への支給に関するお尋ねですが、学校教育法第十七条においては、保護者がその子女を小学校及び中学校に就学させる義務を負うことを明らかにしているので、今後、所管部において事実関係を調査していくというもので

ございます。

米飯給食実施につきましても、和食以外の献立もバランスよく取り入れることも重要と考えているので、今後とも多様な食材を活用しながら、さらなる学校給食の充実を図っていききたい。

最後に、防災に関する質問については、自然災害を正しく理解し、みずからの確かな判断のもとで防災・減災行動をとれることの意義は大きいものと考えている。防災教育に関しては、既に本所都民防災センター等での体験的な学習を行っている学校もあり、今後、東京臨海防災公園等の体験施設の活用については、学校へ情報提供していくというものでございます。

続いて、自民党・菅谷議員でございます。「社会教育、社会体育」。青年団、あるいは社会教育ということでもずっと一貫してライフワークのようにやっておられました菅谷議員が、このたび、次期選挙には出ないということ、そういうことも含めて、若干の思いを語るような質問でございます。

答弁といたしましては、社会教育に対する基本的な考え方として、社会教育は学校教育、家庭教育とともに、教育の三本柱とされており、この教育の三本柱という社会教育の基本的な考え方として、生涯教育、いわゆる生涯学習の必要性は現在でも変わるものではない。

荒川区の将来像である幸福実感都市の実現には、生涯学習の推進が区民の幸せの実現に欠かせない基盤となる大切な分野と考えている。これまで、議員から、社会教育の担う役割や責任も大きくなっており、青少年の健全育成のため、地域の活性化のためには、地域で活躍する人材の育成が必要であるご指導、ご助言をいただいで、多くの区民の皆さんが地域のために継続的に活躍しているところである。

教育委員会としては、今後も「区民一人一人が幸せを実感できる生涯学習社会の実現」を目指

し、区民の皆さんと一緒に社会教育の振興に積極的に取り組んでいくというものであります。もう一つ、社会体育の質問がございました。スポーツの需要がふえており、区内のスポーツ施設のさらなる充実が必要と考えるが、今後の社会体育施策の方向性を問うというものです。

答弁といたしましては、区民の皆様の健康づくり、体力づくりの推進が大変重要なことであり、だれもがスポーツを楽しめる環境の整備、充実を図っていきたくと考えている。このため、来年度は、区民のスポーツに対する意識などを調査するとともに、スポーツ施設に関して、学識経験者や区内の体育団体などからのご意見を伺う懇談会を開催し、スポーツの環境整備について方向性を検討する予定である。子どもから高齢者までだれもが主体的に健康づくりや体力づくりに取り組める生涯スポーツ社会の実現に向け、社会体育施策を推進していく考えであるというものでございます。

菅谷議員は、「最後の質問台に立ちます」ということをおっしゃっております。

最後に、相馬議員でございますが、「保育園、幼稚園の増設、巡回ワクチン接種など子育て支援について」という中で、三歳児保育の弾力的受け入れを行った南千住第二幼稚園の保育室は狭く、トイレなどの施設改善と教室の増設を検討すべきというものでございます。

ご質問の南千住第二幼稚園三歳児の定員については、これまで最大二十五名を受け入れてきたところ、今般、最大三十名まで受け入れることとしたところである。定員の弾力化の実施に当たっては、これまでの正規職員一名及び臨時職員一名という体制に加え、一名の非常勤職員を配置し、きめ細かな幼児教育を実施することとしてございます。施設面では、園舎面積についての基準に合致しております。今後、必要に応じて改善を図り、よりよい幼児教育を実施していく考えである。

その次に、父母から再三、旧南千住幼稚園の再開を陳情されてきた、今回、保育園用地として活用されることになり、南千住地域の幼稚園増設の願いにどうかたえるのか、区の方針を持つところというところでございます。

答弁といたしましては、幼稚園については、区立幼稚園による対応のみではなく、私立幼稚園による対応も想定しているものである。区としては、今後、区内幼稚園需要の動向を見据えつつ、既存の園舎を有効に活用して適切に対応を図っていきたいと考えているというものでございます。

委員長

それでは、よろしいですか。

教育長もお見えになりましたので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第十二号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条に基づく内申について」ですが、人事に関する議案でございますので、会議規則第十二条の規定により、会議を非公開とすることにいたしますが、異議ありませんか。

（委員一同 ―――― 異議なし）

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十二号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。
それでは、事務局説明者を除き、退室をお願いいたします。

（以下秘密会）

委員長

「文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第十三号について説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長

それでは、議案第十三号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。提案理由でございます。荒川区文化財保護審議会委員のうち、六人を再任するものでございます。

再任する文化財保護審議会委員でございますが、河合正朝氏、伊藤裕久氏、山本暉久氏、八木橋伸浩氏、岩淵令治氏、志村勉氏の六人でございます。分野については記載のとおりでございます。

任期につきましては、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの二年間となっております。

そのほかに、二のところに書いてございますが、石塚昭一郎氏が審議会委員となっております。審議会につきましては現在七名という形で委員の方をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

任期がずれるのは、途中で一緒にならないのですか。

社会教育課長

前の委員の方がやめて、かわりに入った場合には、その方の残った任期を引き継ぐのですけれども、新たに途中で入って方については、その入ったところから二年間ということ、どうしても一人だけちよつとずれてしまったということ、どうして

委員長

ずつとずれていくわけですね。

社会教育課長

はい。そういう経過でございます。

委員長

わかりました。

そうすると、来年になると、また石塚さんのだけやるのですね。

社会教育課長

そうです。

委員長

わかりました。

それでは、議案第十三号について原案どおり決定することに異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十三号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたしました。

本日の予定案件はすべて終了いたしました。

事務局からその他報告はありますか。

教育総務課長

はい。事務局から二点ご報告を差し上げたいと思います。

一点は、お手元に「損害賠償請求事件に関する和解について」という資料をご用意させていただきました。昨年の六月に、汐入小で飼っていたヤギに二年生の女の子が頭突きをされて骨折をするといったことがございました。当初、三カ月程度の治療期間で治療をするという見込みとかがっていたのですが、小さなお子さんだったこともあり、入院期間八十四日間、その後の通院四十三日を経まして、約半年近くの治療の結果、十二月末に治癒したというものでございます。実は、医療費につきましては、基本的に小児医療無料という中でございますけれども、入院に当たって諸雑費がかかります。また、入院に当たっての看護ですとか、通院時の同行といった方がいいのでしょうか、この家庭はお母様がお仕事をしていたということもありまして、休業補償的な性格も出てまいりました。慰謝料も含めまして、私ども、今、百七十万円ほどの損害賠償が必要というような判断をしているところでございます。

区のほうで損害賠償をするに当たりましては、百万円を超えますと議会の議決を経なければいけないということになってございます。今回、定例会は既に始まっているところでございますけれども、三月十日前後にこの金額が最終的に確定し、相手方の内諾をいただけるというような状況ができる見通しでございます。議会の最終日が十四日に予定されておりますのでそこに追加の議案を提出し、議会のご審議をいただいて、最終的にはご理解をいただけるといふふうに思っておりますが、相手方にお支払いをするという方向で進めたいと思っております。事故発生から八

ヶ月がたっておりまして、相手方のご事情も考えますと、なるべく早くお支払いをしたいということ、今回、先ほどご説明したようなスケジュールとしたものです。

本来、議案を出す際には、教育委員会に対して区長部局から意見聴取という形で委員会のご審議の機会がございます。今回、こういうスケジュールで動いておりますので、本日、内容のご説明を差し上げた上で、三月十日前後に文書付議という形で各委員の皆様にご送付しご了解をいただくための手続を進め、十四日の本会議にかけてまいりたいと思っております。ご理解、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

青山委員

これはあり得る話だと思っておりますけれども、ヤギなどを飼っていたのですか。

教育長

開校当時の前校長は動物が大好きで、上野動物園からこんな小さなヤギをもらってきて、それが成長し、大きくなってしまった。

青山委員

それで、大きくなっても飼っていたのですか。

教育長

ひもをつけて飼っていたのです。

教育総務課長

夜間などは小屋の中に入れていたのですけれども、小屋の清掃をする、あるいはえさをやるときに小屋から出して、よく、犬を可動域を制限した上で、少し動けるような形でロープを張ってそこにかけて管理をしているような事例がありますけれども、そのような飼い方をしていたよう

です。

青山委員

要するに、その時には金網とかの中ではなくて。

教育総務課長

そうです。

委員長

あれ、外なのですね。

教育総務課長

子どもたちにとっては、生まれたばかりの小さなヤギはかわいかったのだと思います。また、生き物とのふれあいや世話を通じて、命の大切さや皆で協力して責任を持って生き物を育てることを学ぶため四年生を当番にして交替で世話をしてきたようです。

青山委員

この二年生の子は何でヤギにえさを与えようとしたのか、そういうことが可能だったのですか。

教育総務課長

基本的には、一人では近づかないとか、四年生の子どもたちを中心にしてえさを上げるというような形での指導はしていたようです。また、先生方も当番を決めて見回りをしていたのですが、かわいいものですから、子どもたちは近づいて自分でもえさを上げてというような行動にでたのではないかと想像しています。

青山委員

飼っていたらそうなってしまいますよね。だから、飼っていたほうが悪いのではないですか。

教育総務課長

まさに今回、学校の管理下にあるということ、学校側の管理が十分でなかったと考えています。

青山委員

あるいは、角を切るとか何かしないと。

教育長

角はなかったですね。

青山委員

ただの頭突き？

教育長

頭突きです。

指導室長

頭でドーンといったみたいですね。

教育部長

女の子に対して何か……。

教育長

メスのヤギです。女の子が嫌いなのです。

青山委員

いずれにしろ、ヤギというのは、成長すると結構大きいでしょう。

教育総務課長

生まれたばかりの時はともかく、八年がたっていますので大きく成長していますね。

青山委員

そもそもヤギなんて小学校で飼うものではないですね。そういうものに対して教育委員会としては管理統制していいのですか。何でも飼っていいのですか。

指導室長

それで、学習指導要領等も調べて……。小さいものではなくて大きいものについて愛情をということで、具体的にヤギとかという例示はないのですね。ただ、そういうものを大事にするという一項はあるのです。ただ、具体的にヤギが危ないとか、犬だったらいいとか、そういう記述がないのですね。今回、我々も、ヤギがかなり高齢というのでしようか、老齢だったのです。

ある程度のところで見切りをつけて、そういったところへ返さなければと考えられました。ヤギのことをよく知っている上野動物園の専門家の方は、「もう限界なので引き取ってもらったほうがいいでしょう」ということで、日大のほうにそういう施設があるのですけれども、そこへ連れて行って飼ってもらったのですけれども、しばらくたって亡くなってしまったのです。かなり高齢で、いろいろな意味で難しかったかと思えます。だから、見切りをつけなければならなかったと思われれます。

教育長

男の子にはすごく優しいのだけれども、女の子が来ると怒ってしまうという。

青山委員

でも、常識的に言って、小学校一・二年生がいるような学校で飼うものというのは最初から限定されますよね。

教育長

そうですね。

教育部長

確かに。ウサギですとか。

青山委員

そうですね？

教育部長

かつて汐入小はウサギも飼っていたのです。あるいはニワトリのレベルですか。そのレベルなのでしょうね。犬としても、当然小型犬というところなのでしょうね。

委員長

ほかにご意見は。

教育総務課長

以上経過等に関する説明です。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

この「取扱注意」というのはいいのですか。

教育総務課長

これは個人情報が含まれるものということと暫くの間取り扱いにご注意をお願いするものです。それから、もう一件は今後の日程でございます。お手元に「平成二十二年教育委員会の日程」ということで、本日、この後、四時から、隣の生涯学習センターの大会議室で中学校長会の研究発表に協議会としてご出席をいただきます。それから、三月十一日でございますけれども、先ほ

どお話がございましたように三時からの開会とさせていただけます。区役所の特別会議室で三時から一時間ほど教育委員会をやった後に、四時半から、先ほどの教育委員会褒賞の贈呈式に移動して出席ということになります。二十五日につきましては、通常どおり一時半から区の特別会議室での教育委員会の開催となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あわせまして、来年の四月の日程ということで、先日、四月八日の恒例の定例会予定日に二十三年度の東京都教育委員会の教育施策連絡会が重なるということ、日にちの変更のご相談を差し上げました。私どものほうで、本日、お手元に①から⑤まで、四月八日前後の週の会場等の予定も踏まえまして幾つかの案を出させていただきました。本日、各委員の方から、お帰りの際でも結構でございます。ご都合の悪い日にちをメモして私ども事務局のほうにお預けをいただければ、最終的に小林先生の意向も重ねた上で、一番多くの方が出られる日にちをセットさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私どもからの連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の委員会を終了いたします。なお、本日は、これから協議会として中学校長会研究発表会がございますので、ご出席をお願いします。

本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

— — — — —
了 — — — — —